

第4章 緑地の保全及び緑化の目標



4 - 1 計画フレームの設定

緑の基本計画策定的前提条件となる計画対象区域、人口の見通し、市街地の規模等は、多気町都市マスタープランを基本に以下のように設定します。

計画対象区域

計画対象の町	計画対象の都市計画区域名称	
多気町全域 10,317 ha	多気都市計画区域	3,352 ha

人口の見通し（都市計画区域）

年次	H20年 (2008年)	H27年 (2015年)	H37年 (2025年)
人口(人)	9,759	11,270	11,540

資料：平成20年人口は住民基本台帳(4/1)、平成27年、37年は都市計画マスタープラン

市街地の規模

年次	H20年	H27年	H37年
用途地域の人口(人)	2,683	4,400	4,700
用途地域の規模(ha)	210.5	226.5	226.5
用途地域の 人口密度(人/ha)	12.7	19.4	20.8

資料：平成20年人口は住民基本台帳、平成27年、37年はP3-1参照

平成27年、37年は多気駅周辺の16haを用途地域に編入(将来工業用地は除く)

多気駅周辺の新市街地面積16haは、多気町都市計画マスタープランによる新規住宅用地8haに既成市街地分を勘案し、 $8\text{ha} \times 2 = 16\text{ha}$ とした。

4 - 2 計画目標水準の設定

(1) 緑地の確保目標水準

緑の基本計画における確保すべき緑地の目標水準は、用途地域面積に対する割合（A）、都市計画区域に対する割合（B）、用途地域面積（周辺を含む）に対する割合（C）の3通りの設定があります。

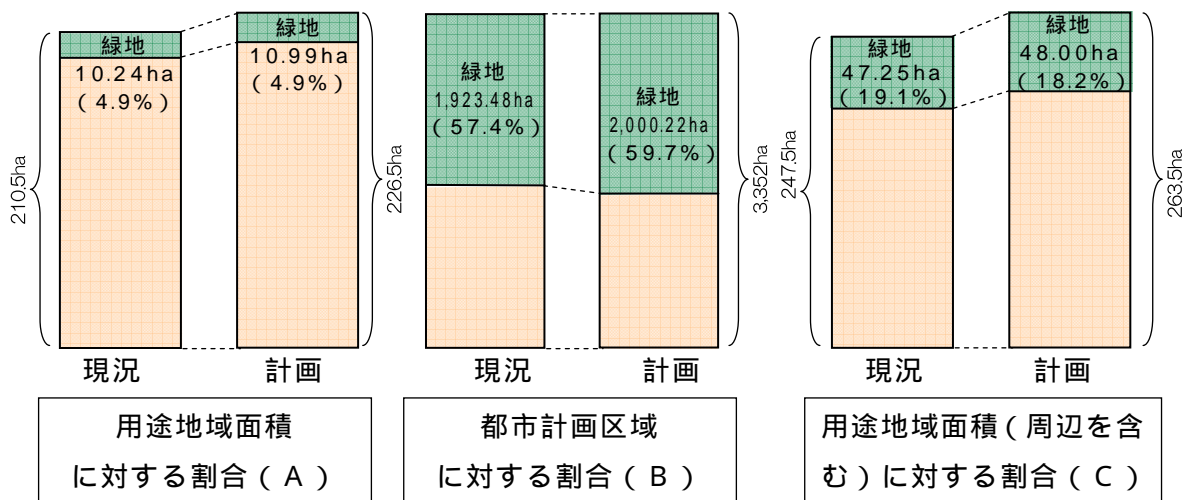
用途地域面積に対する緑地の国の目標水準は30%（平成7年7月の都市計画中央審議会の答申）ですが、本町においては用途地域がコンパクトで大規模な緑地等を確保することが困難なため、用途地域に接した周辺地域の緑地面積を含めた（C）の18%を目標量とします。

また、都市計画区域に対する緑地の割合は、樹林地や農地の保全等により60%を目標量とします。

目標年次における緑地確保目標量

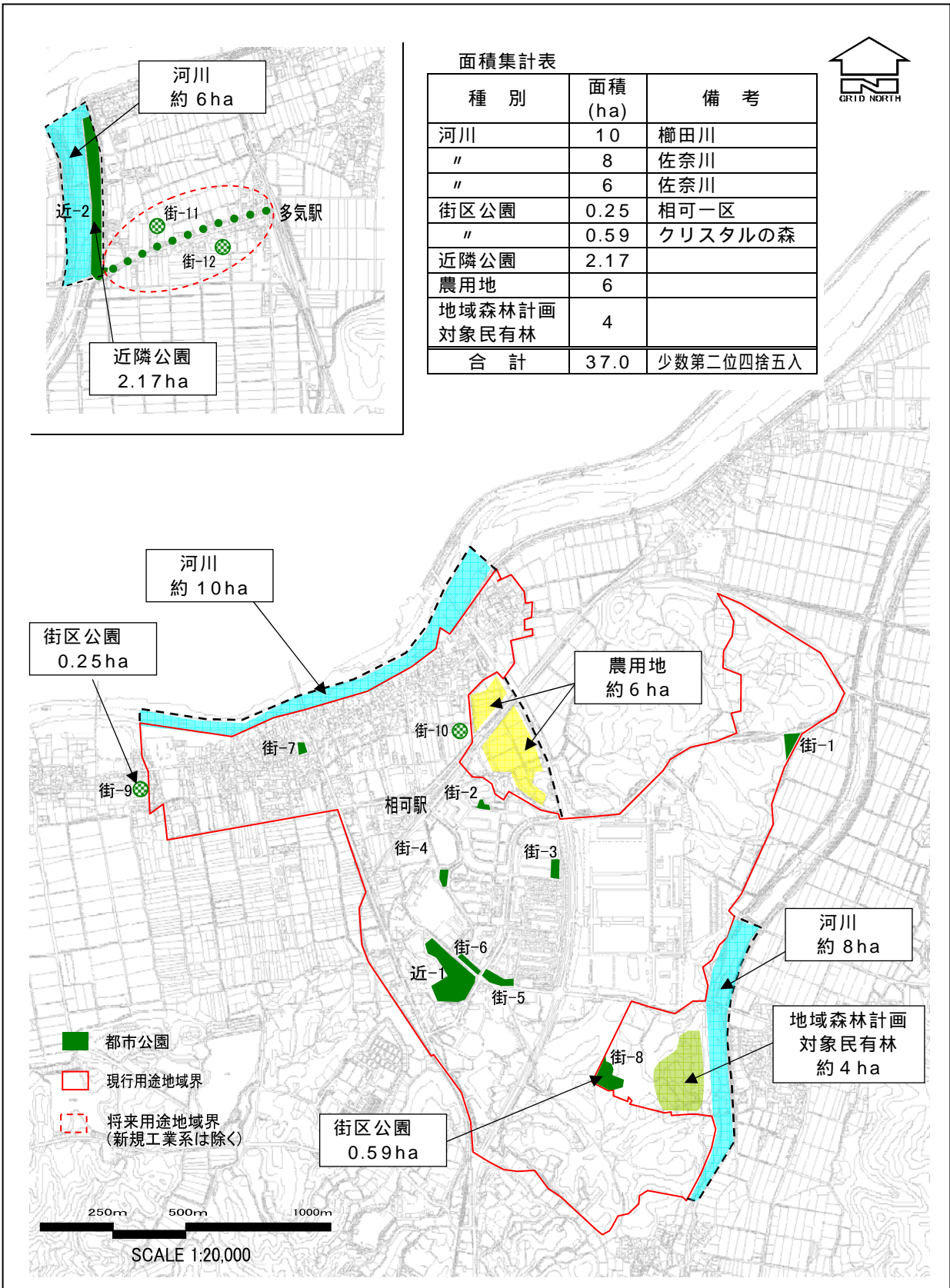
区 分		区域面積	緑地面積	割合(/)
用途地域面積に対する割合(A)	現況	210.5ha	10.24ha	4.9%
	計画	226.5ha	10.99ha	4.9%
都市計画区域に対する割合(B)	現況	3,352ha	1,923.48ha	57.4%
	計画		2,000.22ha	59.7%
用途地域面積(周辺を含む)に対する割合(C)	現況	247.5ha	47.25ha	19.1%
	計画	263.5ha	48.00ha	18.2%

周辺地域の面積は次頁に示す37.0haを計上
緑地面積は第6章の様式-1~3を参照



ただし、多気町都市計画マスタープランに基づく計画的な開発による緑地の減少は許容します。

目標年次における緑地確保目標量



(2) 都市公園などの施設として整備すべき緑地の目標水準

本区域の平成20年現在の状況は、都市公園が0 m²/人、都市公園等（都市公園及び公共施設緑地）が36.0 m²/人となっています。

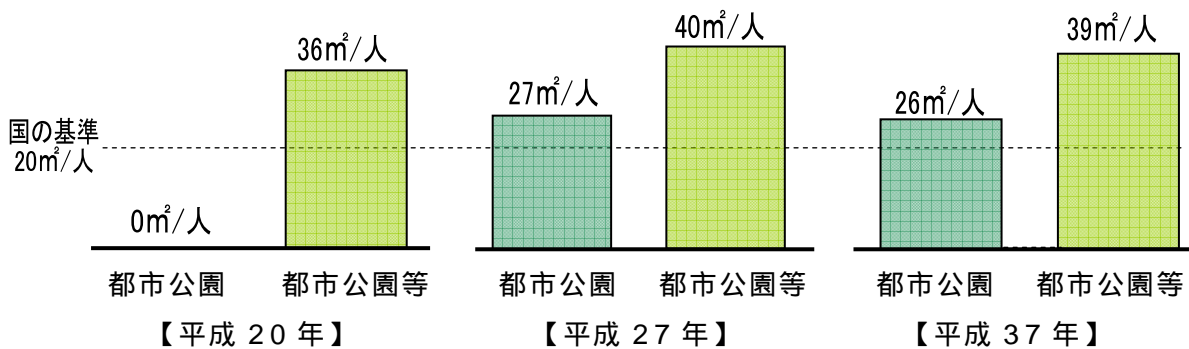
一方、都市公園等の施設として整備すべき緑地の国の目標水準は、20 m²/人（平成7年7月の都市計画中央審議会の答申）となっています。

本区域においては、国の目標水準を踏まえる中、既存の公園で都市公園の機能を有するものを都市公園に移行するとともに、新たな都市公園の整備を行い、目標年次の都市公園面積を26 m²/人（都市公園等は39 m²/人）とします。

緑地の目標水準

年次	現況	目標	
	平成20年	H27年	H37年
都市公園	-	27 m ² /人 30.0ha ÷ 11,270人	26 m ² /人 30.0ha ÷ 11,540人
都市公園等 (公共施設緑地含む)	36 m ² /人 35.6ha ÷ 9,759人	40 m ² /人 45.1ha ÷ 11,270人	39 m ² /人 45.1ha ÷ 11,540人

都市公園等は、「都市公園及び公共施設緑地」を対象とする（序-3参照）
人口は、P4-1「人口の見通し（都市計画区域）」参照



緑地の目標水準

(3) 緑化の目標水準

緑化の目標は、各施設の現況の緑化率等を踏まえ、以下のように設定します。

緑化の目標

区 分	現況緑化率	緑化目標	備 考
都市公園等	39.3%	30～35%以上	・国の基準は30%以上 (緑の政策大綱)
道路	6.1%	今後整備・改良する幹線道路(町道)等の緑化	
河川	-	今後整備・改修する河川の緑化	
学校	8.9%	10～15%以上	・現況の緑化率を踏まえ設定
官公庁等	19.6%	20～25%以上	
住宅地	8.6%	10～15%以上	・現況の緑化率を踏まえ設定
工業地	10.1%	15～20%以上	・工場立地法等
商業地	12.7%	10～15%以上	・現況の緑化率を踏まえ設定

注：緑化率は緑化面積÷敷地面積×100、道路は緑化延長÷道路延長

【緑化面積、緑化延長とは】

緑化面積は航空写真から樹林地や樹木、低木植栽地や芝生地など植生のみられるエリアの面積を計測しています。

道路の緑化延長は街路樹や中央分離帯の植栽地などの連続する区間の延長を計測しています。